

## ○社会資本整備重点計画とは

- ・社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する計画
- ・主な対象は、道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸
- ・主な計画事項は、社会資本整備事業について、重点目標、効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要、実施するための措置等

## ○北海道における社会資本整備重点計画

- ・「第5次社会資本整備重点計画」（5月28日閣議決定。全国版）に基づき、地方ブロックにおける社会資本整備重点計画（地方ブロック版）を策定
- ・「北海道ブロックにおける社会資本整備重点計画」は、第8期北海道総合開発計画の中間点検の内容を踏まえたものとする
- ・計画期間は令和3～7年度の5年間（第8期北海道総合開発計画は平成28～令和7年度の10年間）
- ・今後は、市町村からの意見聴取、パブリックコメントを実施し、8月頃に大臣決定する予定